

「別紙三 その他の審査項目（社会性等）」について（お知らせ）

兵庫県県土整備部 平成20年12月

経営事項審査の受審に当たり、「別紙三 その他の審査項目（社会性等）」については、下記の点にご留意ください。

1 雇用保険加入の有無

適用除外事業所 でないにもかかわらず、加入していなければ、減点評価となります。雇用保険加入の有無は、次の確認資料について、いずれか1点で確認します。

労働者が1人も雇用されていない場合等、提出義務がない場合

確認資料（原本提示）

- ・ 公共職業安定所から交付される資格取得等確認通知書
- ・ 被保険者証
- ・ 審査基準日を含む年度の概算保険料（確定保険料）申告書（確定保険料算定基礎賃金集計表を含む。）及び納付済領収書

2 健康保険及び厚生年金保険加入の有無

適用除外事業所 でないにもかかわらず、加入していなければ、減点評価となります。健康保険及び厚生年金保険加入の有無は、次の確認資料のうち、いずれか1点及び審査基準日を含む前後3か月間の納付済領収書で確認します（なお、健康保険と厚生年金保険が別々の機関で加入されている場合は、両保険に係る書類が必要です。）。

常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である場合等、届出義務がない場合

確認資料（原本提示）

- ・ 社会保険事務所から交付を受けた被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- ・ 被保険者報酬月額算定基礎届

3 建設業退職金共済制度加入の有無

審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）をしている場合に、加点点評価します。

ただし、正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合は、加点点評価しません。

確認資料（原本提示）

（独）勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部兵庫県支部の発行する経営事項審査申請用の加入・履行証明書

4 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

審査基準日において、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に加点評価します。

なお、導入の有無は、次のそれぞれの確認資料のうちいずれか一点及び加入者数・加入者名のわかる書類で確認します。

(1) 退職一時金制度の導入

退職金の制度について、労働協約に定めがある場合又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条第1項第3号の2の定めるところによる就業規則（同条第2項の退職手当に関する事項についての規則を含む。）に定めがある場合

独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約（独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の契約の場合は、特定業種退職金共済契約以外のもの）が締結されている場合

確認資料（原本提示）

- ・ 自社退職金制度としての労働協約、就業規則（労働基準監督署受付印）
- ・ 「(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部」又は「特定退職金共済団体」の発行する加入証明書、共済契約書

就業規則については、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払時期に関する規定があることが必要です。また、常時10人以上の労働者を使用する場合には労働基準監督署の受付印がある就業規則を提示してください。

(2) 企業年金制度の導入

厚生年金基金（厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）第9章第1節の規定に基づき企業ごと又は職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするもの）が設立されている場合

法人税法（昭和40年法律第34号）附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約（事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行又は生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するもの）が締結されている場合

確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第2条第1項に規定する確定給付企業年金（事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金）が導入されている場合

確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするもの）が導入されている場合

確認資料（原本提示）

- ・ 厚生年金基金、確定拠出年金運営管理機関、企業年金基金又は資産管理運用機関の発行する加入証明書
- ・ 信託銀行、生命保険会社等の交付する適格退職年金の契約書

5 法定外労働災害補償制度加入の有無

審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、(社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって及び に該当するものを締結している場合に、加点評価します。

申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。

原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

確認資料(原本提示)

(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、(社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社等が発行する下記アからオの条件をすべて満たしていることわかる加入者証、保険証券(保険証券で内容が確認できない場合は、約款も提示してください。)

ア 通勤災害及び業務災害に関する給付があること

イ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象としていること

ウ 自社社員及び全下請社員を対象としていること

エ 共同企業体及び海外工事を除く全工事現場において適用があること

オ 審査基準日において加入していること

建設業者団体、互助会等が取り扱う団体保険制度に加入している場合は、政府の労働災害補償保険の申告書及び納付済領収書に加え、保険会社が発行する団体保険制度への加入証明書(上記アからオまでの要件及び申請者名が確認できるもの)及び建設業者団体、互助会等への団体保険の加入申込書(契約書)等が必要です。

準記名式普通傷害保険の場合は、審査基準日を含む次の書類が必要です。

a 準記名式普通傷害保険の保険証券(附属明細書を含む)及び契約約款(被保険者数が全下請負人を含むもの)

b 政府の労働災害補償保険の申告書及び納付済領収書